

健保捺印欄			
常務理事	事務長	室長	担当者

2025年度用

乳がん・子宮がん検査 補助金申請書 【単体受診専用】

●保険証を使用して受診された検査は補助対象外となりますのでご注意ください

●太枠内をご記入ください

下記の「健診結果の取扱いについて」を承諾のうえ、申請いたします。 提出日 2025年 10月 2日

資格確認	下記に該当する場合のみ☑してください。該当しない項目がある場合、2025年度の補助は受けられません。 <input checked="" type="checkbox"/> 2025年4月1日時点で当組合に加入している <input checked="" type="checkbox"/> 2025年4月1日時点から受診日まで継続して加入している <input checked="" type="checkbox"/> 2025年度内に健保 必ず☑してください。 けん健診費用補助を受けていない			
被保険者(等) 記号番号	記号 591	番号 1	「マイナポータル」「資格確認書」にてご確認ください。	
事業所名 トヨタ〇〇株式会社		被保険者氏名(請求者氏名) 健保 太郎		
補助対象者氏名 健保 花子	続柄 1. 本人(被保険者) 2. 配偶者 3. その他()	性別 女性	生年月日・年齢 西暦 1995年 10月 1日 (2026年3月31日現在 30歳)	
受診された 医療機関名 〇〇病院	被保険者ご本人様のお名前をご記入ください。			
	検査内容	受診年月日	支払金額(税込)	(健保記入欄) 補助金額
乳がん検査 受診した検査に☑を 付けてください (補助はエコー又は マンモどちらか一方のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> エコー検査(超音波)	2025年 10月 2日	6,000 円	補助の上限金額6,000円 支給金額: 円 (10円未満切り捨て)
	<input type="checkbox"/> マンモグラフィ検査(X線)	年 月 日	円	補助の上限金額7,000円 支給金額: 円 (10円未満切り捨て)
子宮がん検査	子宮頸部細胞診(医師採取) (上記以外の検査は補助対象外)	2025年 10月 2日	4,500 円	補助の上限金額5,000円 支給金額: 円 (10円未満切り捨て)
				合計 円

[健診結果の取扱いについて]

健診結果は、必要に応じて健康指導等に活用するため、入手いたします。入手した健診結果は個人情報として取り扱いいたします。ご記入いただいた個人情報は補助金支給以外の目的で使用することはありません。

※個人情報についてはホームページに掲載しております「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

委任状	私は給付金の受領を右記の者に委任します。	受任者(事業所が記入)
	2025年 10月 2日 被保険者氏名 健保 太郎	事業所の所在地 名古屋市東区〇〇〇 名称 トヨタ〇〇〇〇株式会社 事業主の氏名 〇〇 〇〇

・退職等により本人口座への直接振込を希望される場合は、委任状は記入せずに勤務先の健保担当部署に申し出た上で給付金振込口座登録用紙(別紙)を添付してください。

※補助金申請に当たっての注意事項(必ずお読みください)

<補助対象者>20歳以上の女性被保険者・被扶養者(年齢起算日は2026年3月31日現在)

- 2025年4月1日時点から継続して当組合に加入している(空白欄あり)が被扶養者となります。
- 補助は年度内(4月1日~翌年3月31日)にお一人様1回までです。
- 同一年度内に人間ドック・すこやか健診・地域巡回健診のマンモグラフィ検査として受診された場合、当組合の指定医療機関で乳がん・子宮がんの単体検査を受診された方は補助対象外です。
- 補助上限額は乳がん検査エコー6,000円又はマンモ7,000円、子宮がん検査5,000円です。
- 乳がん検査はエコー検査またはマンモグラフィ検査のどちらか1つが補助の対象です。(触診を含んでも可)両方の検査を受診された場合は、検査料金の高い方(料金の内訳が不明な場合は1/2の金額)を補助の対象とします。
- 子宮がん検査は、頸部細胞診(医師採取)の検査以外は補助対象外です。
- 乳がん検査と子宮がん検査の両方の補助を受ける場合は、必ず両検査を一緒に申請してください。
- 保険証を使用して受診された場合は補助の対象外となりますので、ご注意ください。

◎補助金の申請方法について 添付書類:①領収書(コピー) ②健診結果(コピー)

- 申請書の提出先:被保険者の勤務する会社の健保担当部署(任意継続被保険者は当組合)
- 健診結果の無い方は余白に結果を記入してください。(健診結果の発行費用は補助対象外)

◎補助金の支給について

- 申請から1~2ヵ月後に会社経由で被保険者へお支払いします。(任意継続被保険者は登録口座へ振込み)
- 原則として毎月20日までに当組合へ到着したものを翌月に各会社へ振り込みます。

被保険者・代表者名のご記入をお願いします。